

滋賀県看護師等養成所施設・設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、在宅医療に関する教育を含む看護師等を養成するための教育環境の向上を目的として、県内の看護師等養成所が教育環境の整備を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内で滋賀県看護師等養成所施設・設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 県内の看護師等養成所が、在宅医療に関する教育を含む看護師の養成に必要な教育環境の向上のために行う施設・設備整備事業を交付の対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 看護師等養成所 当たり 10,000千 円	看護師等養成所が看護師の養成に必要な教育環境の向上のために行う施設・設備整備に要する経費 注1 対象経費は以下のとおり 公立・公的立養成所：設備整備費 民間立養成所：施設整備費、設備整備費 注2 施設整備費は、新築は対象外 注3 在宅実習室の新設に伴う設備整備は対象外	1/2

(交付の申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の交付申請書に係る書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、規則第5条第1項により次の条件を付すものとする。

- (1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (2) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業完了後に消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金にかかる消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額税額が0円の場合を含む）は、別記様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならない。
- (5) 補助金事業について対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(計画の変更および中止の承認等)

第7条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という)が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更(中止)承認申請書(別記様式第3号)に関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 実施計画を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更は除く。
- (2) 事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者が補助事業を完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(別記様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、補助事業の完了後、精算払とする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、第8条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(検査)

第11条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(補助金にかかる帳簿等の保存年限)

第12条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第13条 この要綱に定める書類は、正本一部を滋賀県健康医療福祉部医療政策課

に提出するものとする。

(標準処理期間)

第14条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- (2) 第7条第1項の規定による変更または中止もしくは廃止の承認 同項の規定による変更または中止もしくは廃止の承認の申請があった日から起算して14日以内
- (3) 規則第13条の規定による額の確定 第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第7条の規定に基づく計画変更(中止・廃止)の承認申請または第8条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。

別記様式第 1 号

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

所 在 地
補助事業者名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

年度滋賀県看護師等養成所施設・設備整備事業費補助
金の交付申請について

標記について、金 円を交付されるよう、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

- 1 看護師等養成所施設・設備整備事業計画書
別紙 1 のとおり
- 2 看護師等養成所施設・設備整備事業費補助金交付申請額計算書
別紙 2 のとおり
- 3 経費支出予定額内訳書 別紙 3 のとおり
- 4 添付書類
 - ・歳入歳出予算（見込）書の抄本
 - ・その他参考となるべき資料

別紙 1

看護師等養成所施設・設備整備事業計画書

補助事業者名：_____

事業	事業内容	備考
【施設整備】		
【設備整備】		

看護師等養成所施設・設備整備事業費補助金交付申請額計算書

補助事業者名 _____

単位：円

総事業費 A	寄附金その他の 収入予定額 B	差引額 A - B = C	対象経費の支 出予定額 D	基準額 E	選 定 額 F	補助金所要額 G

- (注) 1 B欄には、当該事業に係る収入予定額を記入する。
 2 D欄には、要綱第3条に定める対象経費の支出予定額の総額を記入する。
 3 E欄には、要綱第3条に定める基準額を記入する。
 4 F欄には、D欄とE欄を比較し、少ない方の額を記入する。
 5 G欄には、F欄の額とC欄の額を比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額を記入する。
 ただし、千円未満の額は切り捨てた額を記入する。
 6 別紙3「経費支出予定額内訳書」を添付すること。

別紙 3

経 費 支 出 予 定 額 内 訳 書

(単位：円)

経費区分	総事業費	対象経費の 支出予定額	対 象 経 費 積 算 内 訳
【施設整備】	円	円	
小計			
【設備整備】	円	円	
小計			
合計			

※金額の合計は、別紙2のA欄「総事業費」と一致させること。

※1つの金額が3万円以上の備品は、カタログ等を添付すること。

別記様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県知事

所 在 地
補助事業者名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付滋 第 号で交付決定を受けた看護師
等養成所施設・設備整備事業費補助金について、交付決定通知により付された条件
に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分および施設の名称

2 滋賀県補助金等交付規則第13条の規定による確定額または事業実績報告書に
よる精算額

金 _____ 円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係
る仕入控除税額（要返納相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

滋 賀 県 知 事

所 在 地
補助事業者名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

年度滋賀県看護師等養成所施設・設備整備事業費
補助金の（変更・中止）承認申請について

看護師等養成所施設・設備整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、事業の（変更・中止）の承認を申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 交付決定通知書の日付および番号

年 月 日付滋 第 号

2 変更または中止の理由

【具体的に理由を記述すること】

3 添付資料

- ①看護師等養成所施設・設備整備事業変更計画書 別紙4のとおり
- ②看護師等養成所施設・設備整備事業費補助金変更交付申請額計算書 別紙5のとおり
- ③経費支出予定額内訳書（変更） 別紙6のとおり
- ④歳入歳出予算（見込）書の抄本
- ⑤その他参考となるべき資料

看護師等養成所施設・設備整備事業変更計画書

補助事業者名：

事業	事業内容	備考
【施設整備】		
【設備整備】		

看護師等養成所施設・設備整備事業費補助金変更交付申請額計算書

補助事業者名 _____

単位：円

総事業費 A	寄附金その他の 収入予定額 B	差引額 A - B = C	対象経費の支 出予定額 D	基準額 E	選 定 額 F	補助金所要額 G

- (注) 1 B欄には、当事業に係る収入予定額を記入する。
 2 D欄には、要綱第3条に定める対象経費の支出予定額の総額を記入する。
 3 E欄には、要綱第3条に定める基準額を記入する。
 4 F欄には、D欄とE欄を比較し、少ない方の額を記入する。
 5 G欄には、F欄の額とC欄の額を比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額を記入する。
 ただし、千円未満の額は切り捨てた額を記入する。
 6 別紙6「経費支出予定額内訳書(変更)」を添付すること。

別紙 6

経費支出予定額内訳書(変更)

(単位：円)

経費区分	総事業費		対象経費の 支出予定額		対象経費 積算内訳
	変更前	変更後	変更前	変更後	
【施設整備】	円	円	円	円	
小計					
【設備整備】	円	円	円	円	
小計					
合計					

※「積算内訳」は、変更後のみ記入する。

※金額の合計は、別紙5のA欄「総事業費」と一致させること。

※1つの金額が3万円以上の備品は、カタログ等を添付すること。

別記様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

所 在 地
補助事業者名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

年度滋賀県看護師等養成所施設・設備整備事業費
補助金の事業実績報告について

年 月 日付滋 第 号をもって交付決定を受けた看護師
等養成所施設・設備整備事業費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を
添えて報告します。

- 1 看護師等養成所施設・設備整備事業費補助金所要額精算書
別紙7のとおり
- 2 経費支出済額内訳書 別紙8のとおり
- 3 添付書類
 - ・経費の支出を証する資料
 - ・歳入歳出決算（見込）書抄本
 - ・その他参考となるべき資料

年度看護師等養成所施設・設備整備事業費補助金所要額精算書

補助事業者名 _____

単位：円

総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 C	対象経費の 支出額 D	基準額 E	選 定 額 F	補助金 所要額 G	交付決定額 H	県補助額 I

- (注) 1 B欄には、当事業に係る収入予定額を記入する。
 2 D欄には、要綱第3条に定める対象経費の支出予定額の総額を記入する。
 3 E欄には、要綱第3条に定める基準額を記入する。
 4 F欄には、D欄とE欄を比較し、少ない方の額を記入する。
 5 G欄には、F欄の額とC欄の額を比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額を記入する。
 ただし、千円未満の額は切り捨てた額を記入する
 6 I欄には、G欄とH欄とを比較して少ない方の額を記入する。
 7 別紙8「経費支出済額内訳書」を添付すること。

経 費 支 出 済 額 内 訳 書

(単位：円)

経費区分	総事業費	対象経費の 支出額	対象経費 の内訳
【施設整備】	円	円	
小計			
【設備整備】	円	円	
小計			
合計			

※金額の合計は、別紙7のA欄「総事業費」と一致させること。

※1つの金額が3万円以上の備品は、カタログ等を添付すること。